

奨励金受給者のガイドライン

1. 奨励金支給の目的

博士課程教育リーディングプログラム「物質科学フロンティアを開拓する Ambitious リーダー育成プログラム」(平成 25 年度採択)の趣旨に則り、本プログラムに選抜された優秀な学生が、高い倫理性と俯瞰力をもち、リスクを恐れず物質科学フロンティアを開拓するグローバルリーダーとして活躍する人材となるために、経済的な負担と不安を軽減し、大学院学生が学業に専念できるよう奨励金を支給するものです。この理念を肝に銘じ、奨励金受給者として相応しい態度で学業に専念しなければなりません。

2. 支給期間

原則会計年度単位とします。会計年度末毎の支給継続審査の結果、継続して受給資格有りと認められた場合、最長で標準修業年限内支給を受けることが可能です。

3. 支給額および支給方法

受給者の銀行口座に振り込みます。支給額は別途お知らせします。

4. 受給者の責務

4-1) リーディングプログラムに関連する行事ならびに教育研究活動などへの参加協力

奨励金受給者はリーディングプログラムが主催あるいは関連する行事ならびに教育研究活動などへの参加協力の責務があります。

4-2) 学修及び研究の進捗状況報告書の提出

奨励金の受給開始後、6 月、9 月、12 月、3 月末に「学修及び研究の進捗状況報告書(別途様式)」を、リーディングプログラム事務局に提出すること。

4-3) 支給継続審査

翌年度も受給を希望する場合、会計年度末毎に「支給継続審査申請書(別途様式)」と「研究活動調書(別途様式)」をリーディングプログラム事務局に提出して支給継続審査を受けること。申請書の提出時期等については、リーディングプログラム事務局から連絡します。

5. 重複支給等の制限

学術振興会特別研究員、日本政府文部科学省による国費外国人留学生、海外政府機関等が支出する留学生向けの奨学金のうち他の奨学金等の重複受給が制限されている奨学金の受給者などは本奨励金を受給することができません。民間団体・自治体等のフェローシップや奨学金等を受給している方は、本事業に専念することを妨げないものであり、その受給額がプログラムで定められた奨励金上限額を超えない場合に限り受給が認められます。必ず事務局までご連絡ください。また、アルバイト(TA、RA、TF 含む)を行う場合は、必ず事務局までご連絡ください。

6. 支給の停止

受給者の責務を怠った場合、奨励金の支給を停止することがあります。また、支給継続審査により修学状況および成績等に問題があると認められた場合、奨励金の支給を停止することがあります。さらに、本奨励金支給開始後に、「5. 重複支給等の制限」に該当する事項が発生した場合は、奨励金の支給を停止します。上記の場合、速やかに「受給辞退届(別途様式)」をリーディングプログラム事務局に提出してください。

7. 返済および返還

本奨励金は給付型につき返済の義務はありません。ただし、奨励金支給期間中に社会規範を著しく逸脱する行為等を行った場合には、受給資格不適格と判断し奨励金の返還を求める場合があります。

8. その他

本奨励金は、経済的な負担と不安なく大学院学生が学業に専念できるための支援ですが、受給に甘んじることなく、支給開始後も、より高いレベルを目指して学業に励み、学術振興会特別研究員

あるいはこれに類似する制度に採用されるよう、継続してこれらの制度に応募することを求めます。

9. 受給希望時（1 年次）に必要な事務手続き

以下の書類を「リーディングプログラム事務局」まで提出してください。

- 1) 受給資格審査申請書（別途様式）
- 2) 研究活動調書（別途様式）
- 3) 誓約書（別途様式）
- 4) 債主登録データシート
- 5) 学生証のコピー
- 6) 留学生のみ、在留カード（Residence card）のコピー

10. 受給期間中に必要な事務手続き

以下の書類を「リーディングプログラム事務局」まで提出してください。

- 1) 学修及び研究の進捗状況報告書
奨励金の受給開始後、6 月、9 月、12 月、3 月末に学修及び研究の進捗状況報告書をリーディングプログラム事務局に提出すること。
- 2) 支給継続審査申請書と研究活動調書（希望者のみ）
翌年度も受給を希望する場合、会計年度末毎に「支給継続審査申請書（別途様式）」と「研究活動調書（別途様式）」をリーディングプログラム事務局に提出して支給継続審査を受けること。
申請書の提出時期等については、リーディングプログラム事務局から連絡します。

11. その他（所得税・住民税・社会保険等について）

- 1) 奨励金は「雑所得」として取り扱われ源泉徴収は行われられないため、受給者は自身で確定申告の手続きを行わなければならない。
- 2) 奨励金は「雑所得」として課税対象となるため、受給者は家族の税法上の扶養親族から外れたうえで、個人で国民健康保険・国民年金へ加入すること。ただし、収入の合計額が税法上の扶養親族の範囲内の場合は、この限りではない。
- 3) 国民年金の学生納付特例制度は所得額によって適用除外となるので注意すること。
（参考：日本年金機構 <https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/20150514.html>）
- 4) 留学生の場合は、租税条約の締結の有無により取扱が変わるため、注意すること。
- 5) 国民健康保険・国民年金・住民税について不明な点や各種手続きについては、居住する市区町村へ問い合わせること。所得税に関しては管轄の税務署へ問い合わせること。

（参考）

札幌市 国民健康保険についての問い合わせ先

<https://www.city.sapporo.jp/hoken-iryo/kokuho/toiawasesaki.html>

札幌市 国民年金についての問い合わせ先

<https://www.city.sapporo.jp/hoken-iryo/nenkin/soudan.html>

全国の税務署所在地・問い合わせ先

<https://www.nta.go.jp/about/organization/index.htm>

令和 4 年 4 月 1 日

北海道大学 博士課程教育リーディングプログラム

「物質科学フロンティアを開拓する Ambitious リーダー育成プログラム」

[本件に関する問い合わせ先]

北海道大学 リーディングプログラム事務局

北海道大学大学院理学院化学部門内（理学部 7 号館 1-06 室）

TEL: 011-706-3359, FAX: 011-706-3603, E-mail: leading@sci.hokudai.ac.jp